

傍聴のご案内

市議会はどなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会を傍聴してみたいはいかがでしょうか。

● 手続きは簡単です

本会議開催当日に、市役所 3 階の受付で住所・氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席にお入りください。定員は、記者席を含めて 36 席です。

● 傍聴される方へのお願い

議会には傍聴に関しての規則があります。規則を守って傍聴することをお願いします。

お願い・陳情

市制について要望があるときは、だれでも市議会に対し請願・陳情を行うことができます。請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

● 請願・陳情の作成、提出方法

1. 請願、陳情書には、特に決められた様式はありませんが、次の書式例を参考に作成してください。
2. 請願書、陳情書には、日本語を用いて件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入し、請願・陳情者が押印して、笠間市議会議長あてに提出してください。なお、提出される方が複数の場合は、ほか〇人と記入して、署名簿を添付するか連署してください。ただし、個人においては、署名することにより、押印を省略することができます。
3. 請願書には、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。
4. 署名簿には押印が原則ですが、拇印も認めます。

請願・陳情の書式例

(件数)
〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

紹介議員
笠間市議会議員
氏名(署名又は記名押印)

陳情書に紹介議員は
必要ありません

(件数)
〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

(要旨)

平成 年 月 日
笠間市議会議長 様

請願・陳情者
住所
氏名 (署名又は記入押印) ほか〇人

電話番号

住 所	氏 名	印

● 請願・陳情の取扱い

1. 笠間市議会では、陳情も請願と同様の取り扱いをします。ただし、持参されたものについては審査をいたしますが、郵送されたものについては、議員に配布のみとし、議員活動の参考にします。
2. 持参いただいた請願・陳情については、文書表にして本会議に提出、所管の委員会に付託し、審査の後、その審査結果に基づき、本会議で採択、不採択の結論を出します。
3. 結論が出されたものについては、その旨を請願・陳情提出者及び市長、関係機関にお知らせします。

編集後記

去る3月25日、議会だより編集委員会は宇都宮市にある下野新聞社を研修して来た。

同社によると数ある研修で議員が来社するのは初めてのことで複雑な思いで対応してもらった。確かに、連日報道を重ねる中で、不条理な議員研修の実態などを、読者に伝える新聞社の立場からすればそれも一理あるかもしれない。

しかし、市民が情報を得る手段のひとつとして、広く購読されている新聞社の実務や実情を知ること、当委員会の責務であるからだ。つまり、市民と政治や行政が常に情報公開というテーマを共有することで、健全な地域社会が形成される。その結果、向かえる広域時代に対応し得る本来のまちづくりを推進することが望ましいのではないだろうか。

今会の研修の成果を、今後の議会だよりに反映させ、市民の痛みを充分理解し、笠間市の繁栄に全力を注ぐところである。

(西山 猛)

議会だより編集委員会

委員長 町田 征久
副委員長 鈴木 裕士
委員 鈴木 安夫
委員 野口 貞夫
委員 鈴木 貞夫
委員 西村 貞夫
委員 横倉 貞夫
委員 杉山 一秀